

平成29年 第13回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年11月29日(水) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 全員協議会室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋 田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	欠席				

○出席職員

事務局長 高島 浩

事務局次長 岡本 正洋

事務局 阿部 真土、井上 義雅

○欠席委員

農業委員 19番 柴田 紳一郎委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第68号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 2件

議案第 69 号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について
1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・遊休農地の利用意向調査について
- ・農地利用の最適化の推進に関する指針について
- ・農業委員会だよりの発行について
- ・平成 29 年度東京市場及び流通調査視察研修について
- ・農業委員会新年会の開催について
- ・平成 30 年第 1 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、平成 29 年第 13 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の出席委員は 19 人中、18 人で総会成立の定足数に達しております。本日の欠席委員は、「19 番、柴田 紳一郎委員」1 人でございます。

それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(二宮会長挨拶)

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは議事録署名人に「11 番、大本 定一委員」、「12 番、長岡 由紀委員」を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。
議案第 66 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。
番号 19、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 66 号、番号 19 について説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,263 m²」、3 条

無償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「当園地の長年の継続管理のお礼として無償贈与する」。譲受人は「農地を譲り受け経営規模の拡大を図りたい」であります。

譲受人の経営面積「60.3 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 番号 19 を説明します。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親戚関係でありまして〇〇〇〇さんのこの土地を譲り受けるということですが、ちょっと荒れたような状態になって、耕作はできていない状態です。少しずつ暇な時に樹園地にしていくといいなというような話を〇〇〇〇さんから聞いています。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 20、事務局の説明を求めます。

- 事務局 番号 20、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,051 m²」、議案書 1 ページには〇〇〇〇から〇〇〇〇まで、議案書 2 ページには、〇〇〇〇から〇〇〇〇までを掲載しています。計 12 筆、計「7,142.03 m²」、3 条無償移転です。
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
申請事由としては、譲渡人は「後継者に農地を贈与したい」。譲受人は「農地を譲り受け、農業後継者として効率的かつ安定的な農業経営に努めたい」であります。
譲受人の経営面積「321.2a」。
- 本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 13 番 番号 20 を説明します。
〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子関係であります。
〇〇〇〇さんは、年齢〇〇〇〇歳、まだまだ若く、熱心にミカン栽培をされております。
〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇頑張っております。何も問題ないと思いますので、よろしくおねがいします。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 67 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見ついて」
番号 11、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 67 号、番号 11 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「畑」、面積「222 m²」、外 1 筆、計「263 m²」、所有権移転です。
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。
転用目的「保養所用地」。転用理由〇〇〇〇とのことであります。
参考資料の 1 ページ位置図をごらんください。
申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「第 1 種中高層住居専用地域」にあります。このことから、申請地の農地区分は農地法運用通知により都市計画法に規定する地域内農地に該当するため「第 3 種農地」となります。この「第 3 種農地」の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は転用の確実性や周辺の営農状況に支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。
参考資料の 2 ページから 4 ページに地番地目図及び図面等を掲載しています。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

4 番 番号 11 について説明します。
事務局から説明がありましたように、この場所は〇〇〇〇になるところで、隣接地は道路に面しておりますし、この場所自体を見せていただきましたら、横には住宅があるということで、このまま農地というよりも雑木地という状態でした。
〇〇〇〇の方は〇〇〇〇さんと言われる八幡浜出身の方で、〇〇〇〇この場所を選ばれたようです。
〇〇〇〇いいのではないかと確認しましたので報告します。
よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

- 18番 地番地目図の中に赤道があるようですが、これはどのようにするのでしょうか。
- 事務局 ご指摘のとおり雑種地ということで、道となっております。
農地についてはこの道の右側、〇〇〇〇と左側〇〇〇〇の2筆ですが、一体利用ということで雑種地についても申請があがっております。
ただ、地元委員からもあったように実際のところ使われていない、荒れているということで影響を与えるものでないと思います。
- 議長 その他ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、議案第68号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」番号178、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第68号、番号178について説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,252 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「186.7 a」、期間「12年4カ月」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 14番 番号178を説明します。
〇〇〇〇さん、〇〇〇〇この面積が残っていました。
それで、〇〇〇〇くん、お父さんが〇〇〇〇退職されて作られてい

たのですが、〇〇〇〇くん、〇〇〇〇辞められて、お父さんと一緒に山をやることになりまして、この土地、1反ちよつとの土地を作りたいということで、話がまとまりました。

よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 179、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 179 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,266 m²」、外 1 筆、計「4,478 m²」、移転の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「235.9a」、期間「4年2カ月」です。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 番号 179 を説明します。
〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親子関係でありまして、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇ということで、息子さんにそのまま農地を移転したいということでもあります。
よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、議案第 69 号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について」。
番号 2、事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第 69 号、番号 2 を説明します。
この度、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、農用地区域の除外申出に対してであります。
申請者〇〇〇〇、〇〇〇〇です。
農地の所在〇〇〇〇、地目「畑」、面積「4,584 m²」外 2 筆、計「5,402 m²」です。
農用地区域除外申出に至る理由については「当該申請地は〇〇〇〇に位置し、山林に接する急傾斜地であることから生産コストが悪いから植林したい」とのことです。
資料の 2 ページ及び 3 ページの状況図をご覧ください。
申請地は〇〇〇〇にあります。
周辺状況図の方ですが、〇〇〇〇が申請地、それから隣接している〇〇〇〇、それから〇〇〇〇の 3 筆が申請されております。それから、左下の方に〇〇〇〇、山林とあるのですけれども、これは〇〇〇〇除外申請が出た分で植林されているところです。今回はそれに続く申請となります。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 5 番 番号 2 説明します。
〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇の方でございまして、〇〇〇〇歳ぐらい。
申請地は、〇〇〇〇ところで、〇〇〇〇ほとんど荒らされている状態で、私も相談を受けて現地へ行きまして、周りの方とか若い農家の方に作ってくれないかと相談を持ちかけたのですが、だれも作る人が

現れなくて、しかたなく山林にかえることとなりました。
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。
続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年11月29日

会 長 二 宮 政 明

議事録署名人 大 本 定 一

議事録署名人 長 岡 由 紀